

令和 8 年度

道路メンテナンス（橋梁）工事
（増間橋・補修工）

特記仕様書

一般県道 富山丸山線
南房総市 増間

千葉県安房土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 2 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	6 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0. 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全ての工種
夜間作業	該当なし

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
橋面補修工 仮設工	昼間	3人/日以上	左表は、交代要員を含む。
橋面補修工	夜間 (規制のみ)	3人/日以上	左表は、交代要員を含む

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報

交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成后5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

~~2. 建設発生土~~

~~本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。また、元請業者においては、建設発生土の搬出先が確認できる受領書の写しのほか、法令等~~

~~に基づき必要な書面を作成し、5年間保存すること。~~

~~1) 指定（A）（工事間利用）の場合~~

~~本工事により発生する建設発生物のうち、下記に示す建設発生物については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。~~

~~ア 搬出先（相手先工事名、場所等） ○○工事△△市××町地先~~

~~イ 主質及び処理量 第○○種建設発生物 △△m³~~

~~ウ 搬出時期 令和○年△月～令和□年×月~~

~~なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。~~

~~2) 指定（A）（その他）の場合~~

~~建設発生物（○○m³）は、××地先に搬出するものとする。~~

~~なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。~~

~~3) 指定（B）の場合~~

~~建設発生物（○○m³）は、片道運搬距離は、△△kmに搬出するものとする。~~

~~3. 路盤廃材~~

~~本工事により発生する路盤廃材（○○t）は、△△市××町地先、片道運搬距離□kmの○○○○（受入れ時間 ○時○○分～○○時○○分）に運搬し、処理するものとする。~~

4. 建設廃棄物

1) 本工事により発生するアスファルトコンクリート塊（9.3 t）は、富津市田倉地先、片道運搬距離30.1 kmの（株）錦織商店（受入れ時間 8時00分～17時00分）に運搬し、処理するものとする。

2) 本工事により発生するコンクリート塊（4.3 t）は、南房総市荒川地先、片道運搬距離10.5 kmの千葉美装（株）エコRCセンター（受入れ時間 8時00分～17時00分）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県市原市八幡海岸通 1969-65
太陽建設 市原エコセンター
片道運搬距離 47.9km
- b) 受け入れ時間 8時00分～16時00分

第6条 段階確認

受注者は、共通仕様書第3編第1章第1節1-1-5の規定の他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

第7条 安全対策

1. 本工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って、行わなければならない。
2. 受注者は、発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力しなければならない。
3. 発注者から指示があった際は、受注者は即座に指示された安全対策を実施すること。

第2章 施 工

第8条 作業時間

本工事の作業時間帯は、昼間施工（9：00～17：00）とする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、作業時間帯を決定すること。

第3章 そ の 他

第9条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- （１）図 面：CAD データ（SXF(P21Ver. 2)CAD 製図基準に準拠）
- （２）数量総括表：P D F データ
- （３）特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第10条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- （１）CAD データ(SXF(P21Ver. 2)CAD 製図基準に準拠)
- （２）出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第11条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第12条 その他

1. 創意工夫

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで監督職員へ書面にて提出することができる。

2. 要望・苦情に対する処理

受注者は、地元住民及び第三者からの要望、苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない